

地方税体系の充実強化について

【担当省庁】総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省

厳しい財政状況の中、地方が安定的な行政サービスを提供し、かつ、地方の独自性を維持・発展させていくため、公平で安定的な税収の確保の充実に御配慮いただきたい。

法人事業税の収入金額課税制度は、受益に応じた負担を求める外形課税として地方税収の安定化に大きく貢献していること、大規模発電施設や液化ガス貯蔵施設は周辺環境への負荷が大きく多大な行政サービスを受益していることから、現行制度を堅持していただきたい。

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しているものであり、現行制度を堅持していただきたい。

自動車税は都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることから、見直しにあたっては、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、必要な方策を検討していただきたい。

京 都 府 の担当課	総務部 税務課(075-414-4429) 自治振興課(075-414-4454)
---------------	--

【現状・課題等】

■法人事業税の収入金額課税制度

- ▶ 経済産業省の令和7年度税制改正要望で、電気供給業及びガス供給業等について、一般の競争下にある事業者と同様の課税方式への変更を要望
- ▶ 令和6年度与党税制改正大綱において、電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税のあり方については、引き続き検討することとされた。

■ゴルフ場利用税

- ▶ 税収の7割は市町村交付金として所在市町村の貴重な財源となっている。

■自動車税

- ▶ 令和6年度与党税制改正大綱において、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討することとされた。